

南幌町議会議長交際費の公表に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、議長交際費の支出に係る情報の公表に関し、議会運営の一層の透明性を図るため、必要な事項を定めるものとする。

2 議長交際費の支出に係る情報の公開については、南幌町情報公開条例（平成12年南幌町条例第33号）及び南幌町個人情報保護条例（平成12年南幌町条例第34号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(公表する内容)

第2条 議長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 執行月日
- (2) 支出項目
- (3) 支出金額
- (4) 内容等

(支出項目)

第3条 前条第2号に規定する支出項目は、支出内容により次のとおり分類する。

- (1) 慶祝
- (2) 弔慰
- (3) 会費
- (4) 渉外費
- (5) その他

(支出基準)

第4条 前条に規定する支出項目に対応する一般的な支出金額は、南幌町議会議長交際費の支出に関する基準によるものとする。

(公表の時期)

第5条 議長交際費の公表は、当該月支出分を翌月15日までに行うものとする。

(公表の方法)

第6条 議長交際費の公表は、別記様式により町ホームページへの掲載及び情報コーナーでの閲覧により行うものとする。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

別記様式

年度 議長交際費

執行 月日	支出 項目	現金・ 品物の別	金額（円）	内容等
合 計				